

企画室並びに建設業政策企画官及び紛争調整官それぞれ一人を置く。
入札制度企画指導室に、室長を置く。
建設業適正取引推進指導室は、建設工事における入札制度に関する事務をつかさどる。
建設業企画室に、室長を置く。
建設業技術企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 建設業者（浄化槽工事業者を含む。）の施工技術の確保に関する企画及び立案並びに調整に關すること。
二 建設業に係る資源の有効な利用の確保に関する企画及び立案並びに調整に關すこと。
三 建設業技術企画室に、室長を置く。
建設業政策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一 建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に關すること。（大臣官房並びに国際市場課及び建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）
二 建設業に係る産業構造の改善対策及び建設工事の下請契約の適正化に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に關すること（建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）。
三 紛争調整官は、中央建設工事紛争審査会に関する事務をつかさどる。
（専門工事業、建設関連業振興室及び建設キャリアアップシステム推進室）
第四十三条の四 建設市場整備課に、専門工事業・建設関連業振興室及び建設キャリアアップシステム推進室を置く。
専門工事業、建設関連業振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 専門工事業の高度化に関する企画及び立案並びに指導に關すること。
二 建設工事の下請契約（発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が注文者となるものを除く。）の適正化に關すること。
三 建設工事の下請契約（発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が注文者となるものを除く。）の適正化に關すること。
建設コンサルタントの共同の請負又は受託の方式の改善のための方策に關する企画及び立案並びに指導に關すること。
建設業適正取引推進指導室は、建設業の許可及び建設業に係る法令遵守の推進に関する事務をつかさどる。
建設業適正取引推進指導室に、室長を置く。
建設業技術企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 建設業者（浄化槽工事業者を含む。）の施工技術の確保に関する企画及び立案並びに調整に關すること。
二 建設業に係る資源の有効な利用の確保に関する企画及び立案並びに調整に關すこと。
三 建設業技術企画室に、室長を置く。
建設業政策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一 建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に關すること。（大臣官房並びに国際市場課及び建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）
二 建設業に係る産業構造の改善対策及び建設工事の下請契約の適正化に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に關すること（建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）。
三 紛争調整官は、中央建設工事紛争審査会に関する事務をつかさどる。
（専門工事業、建設関連業振興室及び建設キャリアアップシステム推進室）
第四十四条 総務課に、企画官、都市企画調整官及び都市政策推進官それぞれ一人を置く。
企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に關する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に關する事務に参画する。
都市企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に關する重要な専門的事項についての企画及び立案並びに調整に關する事務をつかさどる。
都市企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に關する特定事項についての企画及び立案並びに調整に關する事務をつかさどる。
都市企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に關する災害復旧事業の指導（公園に係るものにあつては、工事の指導を除く。）監督及び助成に關すること（都市防災調整官の所掌に属するものを除く。）。
都市企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に關する防災に関する特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に關する事務をつかさどる。
（都市開発金融支援室並びに国際・デジタル情報活用推進室）
第四十五条 国際・デジタル政策課に、デジタル情報活用推進室並びに国際・デジタル政策企画官を置く。
強化推進官それぞれ一人を置く。
都市開発金融支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 まちづくり推進課に、都市開発金融支援室並びにまちづくり調整官及び国際競争力を強化する企画及び立案並びに調整に關すること。
（デジタル情報活用推進室並びに国際・デジタル政策企画官）
政策企画調整官及び海外プロジェクト推進ルールを置く。
第四十六条 都市安全課に、都市安全推進官及び都市防災調整官それぞれ一人を置く。
都市安全推進官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一 都市局の所掌事務に關する総合的な防災に関する企画及び立案並びに都市局の所掌事務に關する防災に係る施策の調整に關すること（都市防災調整官の所掌に属するものを除く。）。
二 都市局の所掌事務に關する国土交通省組織令第四十条第一号イに掲げる事項に關する総合的な政策の企画及び立案並びに都市局の所掌事務に關する当該事項に係る政策の調整に關すること。
三 都市局の所掌事務に關する災害復旧事業の指導（公園に係るものにあつては、工事の指導を除く。）監督及び助成に關すること（都市防災調整官の所掌に属するものを除く。）。
（都市開発金融支援室並びに国際・デジタル情報活用推進室）
第四十七条 削除
第三 東京都市開発事業に關すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
三 民間都市再生事業に關すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
四 民間拠点施設整備事業（広域的地域活性化のための基盤整備に關する法律第七条第一項に規定する拠点施設整備事業で民間事業者が施行するものをいう。）に關すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
五 中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に關すること。
六 測量業の発達、改善及び調整に關すること（国際市場課の所掌に属するものを除く。）。
七 専門工事業・建設関連業振興室に、室長を置く。
建設キヤリアアップシステムに關する企画及び立案並びに普及の促進に關すること。
二 建設業者及び建設コンサルタントの労働力の調達に關する企画及び立案並びに指導に關すること（国際市場課の所掌に属するものを除く。）。
三 直轄事業における労働力の調達の円滑化に關する調整及び指導に關すること。
四 直轄事業の積算基準（労働力の調達に係る積算基準に限る。）に關すること。
五 建設キヤリアアップシステム推進室に、室長を置く。
第五款 都市局
（企画官、都市企画調整官及び都市政策推進官）
第四十七条 削除
二 都市局の所掌事務に關する総合的な防災に関する企画及び立案並びに都市局の所掌事務に關する防災に係る施策の調整に關すること（都市防災調整官の所掌に属するものを除く。）。
一 都市局の所掌事務に關する総合的な防災に関する企画及び立案並びに都市局の所掌事務に關する防災に係る施策の調整に關すること（都市防災調整室及び都市機能誘導調整室並びに土地利用調整官、施設計画調整官、環境計画調整官及び開発企画調整官）。
（都市計画調査室及び都市機能誘導調整室並びに土地利用調整官、施設計画調整官、環境計画調整官及び開発企画調整官）
四 民間拠点施設整備事業（広域的地域活性化のための基盤整備に關する法律第七条第一項に規定する拠点施設整備事業で民間事業者が施行するものをいう。）に關すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。
五 国際・デジタル政策企画調整官は、命を受けた、都内のプロジェクト推進官は、命を受け、都内のプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに關する特定事項についての企画及び立案並びに調整に關する事務をつかさどる。
六 国際・デジタル情報活用推進室に、室長を置く。
四 民間拠点施設整備事業（広域的地域活性化のための基盤整備に關する法律第七条第一項に規定する拠点施設整備事業で民間事業者が施行するものをいう。）に關すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。
五 国際競争力強化推進官は、命を受けた、都市局の所掌事務に關する都市の国際競争力の強化に関する基本的な政策に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に關する事務をつかさどる。
六 民間開発金融支援室に、室長を置く。
四 民間拠点施設整備事業（広域的地域活性化のための基盤整備に關する法律第七条第一項に規定する拠点施設整備事業で民間事業者が施行するものをいう。）に關すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
五 民間都市再生事業に關すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
六 測量業の発達、改善及び調整に關すること（国際市場課の所掌に属するものを除く。）。
七 施設計画調査室に、室長を置く。
五 土地利用調整官は、命を受けた、下水道、河川その他の都市施設に係る都市計画及び都市計画事業に關する特定事項についての企画及び立案並びに調整に關する事務をつかさどる。

及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

8 環境計画調整官は、命を受けて、都市計画課の所掌に係る環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

9 開発企画調整官は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三章第一節の規定による開発行為等の規制に関する事務をつかさどる。

（市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官）

第五十条 市街地整備課に、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

2 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

3 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

4 再開発事業対策室は、次に掲げる事務（市街地整備制度調整室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

6 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

7 市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官は、都市計画課の所掌に属するものに限る。

8 市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官は、命を受けて、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

9 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

10 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

11 市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官は、命を受けて、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

12 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

13 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

14 市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官は、命を受けて、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

15 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

16 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

17 市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官は、命を受けて、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

18 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

19 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

20 市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官は、命を受けて、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

21 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

22 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

23 市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官は、命を受けて、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

24 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

25 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

定する集約都市開発事業に関すること（住宅局の所掌に属するものを除く。）。

七 都市開発資金の貸付けに関する法律第一条に規定すること（住宅局の所掌に属するものにあつては、独立行政法人都市再生機構の行う第三号に規定する業務に係るものに限る。）。

八 環境計画調整官は、命を受けて、都市計画課の所掌に係る環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

九 開発企画調整官は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三章第一節の規定による開発行為等の規制に関する事務をつかさどる。

（市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官）

第五十条 市街地整備課に、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

2 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

3 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

4 市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官は、命を受けて、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

5 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

6 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

7 市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官は、命を受けて、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

8 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

9 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

10 市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官は、命を受けて、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

11 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

12 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

13 市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官は、命を受けて、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

14 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

15 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

16 市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官は、命を受けて、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

17 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

18 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

19 市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官は、命を受けて、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

20 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

21 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

22 市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官は、命を受けて、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

一 都市公園その他の公共空地（風致の保全及び観光に関するものに限る。）及び保勝地の整備及び管理に関すること（都市安全課及び参事官並びに公園利用推進官の所掌に属するものを除く。）。

二 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること（参事官及び国際緑地環境対策官の所掌に属するものを除く。）。

三 公園利用推進官は、命を受けて、都市公園その他公共空地の利用の推進に関する特定事項に係る企画及び立案並びに関係行政機関との連絡調整に関する事務（再開発事業対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

四 生産緑地に関すること。

五 市民農園の整備の促進に関すること。

六 地域環境室に、室長を置く。

七 都市開発資金の貸付けに関する法律第一条に規定すること（住宅局の所掌に属するものにあつては、独立行政法人都市再生機構の行う第三号に規定する業務に係るものに限る。）。

八 環境計画調整官は、命を受けて、都市計画課の所掌に係る環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

九 開発企画調整官は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三章第一節の規定による開発行為等の規制に関する事務をつかさどる。

（市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官）

第五十条 市街地整備課に、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

2 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

3 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

4 市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官は、命を受けて、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

5 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

6 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

7 市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官は、命を受けて、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

8 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

9 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

10 市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官は、命を受けて、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

11 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

12 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

13 市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官は、命を受けて、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

14 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

15 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

16 市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官は、命を受けて、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

17 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

18 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

19 市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官は、命を受けて、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに拠点整備事業推進官一人を置く。

20 市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

21 市街地整備制度調整室に、室長を置く。

二十三条の二の登録並びに河川台帳（水利使用に係るものに限る。）の調製及び保管に関すること。

三 流域における水利に関する施設のうち、水利の合理化及び水管理の適正化に係るもの（水利使用の許可に関連するものに限る。）の企画及び立案並びに調整に関する事務（上下水道企画課の所掌に属するものを除く。）。

四 水利調整室は、命を受けて、水管理・国土保全局の所掌事務に関する法令案に係る重要な事項についての企画及び立案と（上下水道企画課の所掌に属するものを除く。）。

五 法務調査官は、命を受けて、次に掲げる事務（上下水道企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 水政企画官は、命を受けて、水管理・国土保全局の企画及び立案に必要な調査に関する令案の企画及び立案に必要な調査に関する令案と（上下水道企画課の所掌に属するものを除く。）。

二 河川等及び海岸（港湾に係る海岸を除く。）に係る争訟に関する事務で特定事項に関する事務。

三 河川利用企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 河川利用企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

二 河川等及び海岸（港湾に係る海岸を除く。）に係る争訟に関する事務で特定事項に関する事務。

三 河川利用企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 河川利用企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

二 低潮線保全区域（港湾内の低潮線保全区域を除く。第六十四条において同じ。）における低潮線の保全に関する特定事項についての企画及び立案、調整、指導並びに監督に関する事務（砂防部の所掌に属するものを除く。）。

三 公有水面（港湾内の公有水面を除く。）の埋立て及び干拓に関する特定事項についての企画及び立案、調整、指導並びに監督に関する事務（砂防部の所掌に属するものを除く。）。

四 国土交通大臣が行う海岸の管理に関する事務のうち、海岸保全区域の占用の許可その他の規制に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務。

五 地域環境室に、室長を置く。

六 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の規定による再開発事業の計画の認定に関する事務。

七 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の規定による再開発事業の計画の認定に関する事務。

八 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の規定による再開発事業の計画の認定に関する事務。

九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の規定による再開発事業の計画の認定に関する事務。

十 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の規定による再開発事業の計画の認定に関する事務。

十一 河川、水流及び水面（港湾内の水面を除く。）（以下「河川等」という。）の行政監督に関する事務のうち、水流使用に関する事務。

十二 河川利用企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 河川、水流及び水面（港湾内の水面を除く。）の利用、保全その他の管理に関する事務。

二 水利調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 河川、水流及び水面（港湾内の水面を除く。）の利用、保全その他の管理に関する事務。

二 水利調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 河川、水流及び水面（港湾内の水面を除く。）の利用、保全その他の管理に関する事務。

二 水利調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

三 地域環境室に、室長を置く。

三 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）

第七章の規定による水道事業及び水道用水供給事業の監督に関すること。

四 独立行政法人水資源機構の行う業務のうち、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第二百八十二号）第十二条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第三項（水道の用に供する施設に係る部分に限る。）の業務に関するること。

五 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第二百八十二号）第十二条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第三項（水道の用に供する施設に係る部分に限る。）の業務に関するること。

六 水道計画指導室に、室長を置く。

（事業マネジメント推進室及び流域計画調整官）

第六十一条の四 下水道事業課に、事業マネジメント推進室及び流域計画調整官一人を置く。

二 事業マネジメント推進室は、下水道の維持、修繕、改築及び災害の発生時における応急措置の一体的な実施の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

三 事業マネジメント推進室に、室長を置く。

四 流域計画調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第一条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画に関する事。

二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の施行に関する事務のうち、下水道に係るものに関する事。

三 水防法（昭和二十四年法律第二百九十三号）第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨

水出水浸水想定区域に関する事。

（災害対策室並びに防災企画官、災害査定官、総括災害査定官、防災政策調整官及び緊急災害対策派遣官）

第六十二条 防災課に、災害対策室並びに防災企画官一人、災害査定官二十九人（うち十八人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）以内を置く。

（灾害対策室並びに防災企画官、災害査定官、総括災害査定官、防災政策調整官及び緊急災害対策派遣官）

第六十三条 防災課に、災害対策室並びに防災企画官一人、災害査定官八十八人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）以内を置く。

（灾害対策室並びに防災企画官、災害査定官、総括災害査定官、防災政策調整官及び緊急災害対策派遣官）

第六十四条 水出水浸水想定区域に関する事。

（灾害対策室並びに防災企画官、災害査定官、総括災害査定官、防災政策調整官及び緊急災害対策派遣官）

第六十五条 水出水浸水想定区域に関する事。

（灾害対策室並びに防災企画官、災害査定官、総括災害査定官、防災政策調整官及び緊急災害対策派遣官）

第六十六条 水出水浸水想定区域に関する事。

（灾害対策室並びに防災企画官、災害査定官、総括災害査定官、防災政策調整官及び緊急災害対策派遣官）

第六十七条 水出水浸水想定区域に関する事。

（灾害対策室並びに防災企画官、災害査定官、総括災害査定官、防災政策調整官及び緊急災害対策派遣官）

並びに防災政策調整官及び緊急災害対策派遣官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

三 災害対策室に、室長を置く。

（事業マネジメント推進室及び流域計画調整官）

第六十八条の四 下水道事業課に、事業マネジメント推進室及び流域計画調整室に、室長を置く。

二 下水道事業課に、事業マネジメント推進室及び流域計画調整室は、下水道の維持、修繕、改築及び災害の発生時における応急措置の一体的な実施の推進に関する企画及び立案並びに調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

三 土木施設（港湾、港湾に係る海岸及び公園を除く。）に関する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定のための査定に当たる。

四 防災企画官は、命を受けて、防災課の所掌に関する重要な事項についての企画及び立案、業務に関する事務をつかさどる。

五 土木施設（港湾、港湾に係る海岸及び公園を除く。）に関する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定のための査定に当たる。

六 総括災害査定官は、災害査定官の事務を統括する。

七 総括災害査定官は、災害査定官をもつて充てられるものとする。

八 防災政策調整官は、命を受けて、防災課の所掌事務のうち、防災に関する基本的な政策に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

九 緊急災害対策派遣官は、命を受けて、防災課の所掌事務のうち、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている地域における緊急災害対策派遣隊の指揮監督に関する事務をつかさどる。

十 砂防計画調整官は、命を受けて、砂防並びに雪崩による災害の防止に関する総合的な計画に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

十一 土砂災害防止技術推進官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ばた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

十二 土砂災害防止技術推進官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ばた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

十三 土砂・洪水氾濫対策官及び海洋開発企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務（社会資本の整備に係るもの）に関する事務をつかさどる。

十四 土砂・洪水氾濫対策官及び海洋開発企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務（社会資本の整備に係るもの）に関する事務をつかさどる。

十五 土砂災害対策室及び海岸室並びに総合土砂企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務（社会資本の整備に係るもの）に関する事務をつかさどる。

十六 土砂災害対策室及び海岸室並びに総合土砂企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務（社会資本の整備に係るもの）に関する事務をつかさどる。

十七 土砂災害対策室及び海岸室並びに総合土砂企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務（社会資本の整備に係るもの）に関する事務をつかさどる。

十八 土砂災害対策室及び海岸室並びに総合土砂企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務（社会資本の整備に係るもの）に関する事務をつかさどる。

十九 土砂災害対策室及び海岸室並びに総合土砂企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務（社会資本の整備に係るもの）に関する事務をつかさどる。

二十 土砂災害対策室及び海岸室並びに総合土砂企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務（社会資本の整備に係るもの）に関する事務をつかさどる。

二十一 土砂災害対策室及び海岸室並びに総合土砂企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務（社会資本の整備に係るもの）に関する事務をつかさどる。

二十二 土砂災害対策室及び海岸室並びに総合土砂企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務（社会資本の整備に係るもの）に関する事務をつかさどる。

二十三 土砂災害対策室及び海岸室並びに総合土砂企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務（社会資本の整備に係るもの）に関する事務をつかさどる。

二十四 土砂災害対策室及び海岸室並びに総合土砂企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務（社会資本の整備に係るもの）に関する事務をつかさどる。

（地震・火山砂防室並びに砂防計画調整官及び砂防計画調整官）

第六十三条 砂防計画課に、地震・火山砂防室並びに砂防計画調整官及び土砂灾害防止技術推進官

官それぞれ一人を置く。

二 地震・火山砂防室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地震・火山砂防室に、室長を置く。

二 土砂灾害警戒区域等における土砂灾害防止対策の推進に関する企画及び立案、調整並びに指導に関する事。

三 土砂灾害警戒区域等における土砂灾害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の規定による緊急調査に関する事。

四 地震・火山砂防室に、室長を置く。

五 地震・火山砂防室に、室長を置く。

六 土砂灾害防止技術推進官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ばた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

七 土砂・洪水氾濫対策官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ばた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

八 海洋開發企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務（社会資本の整備に係るもの）に関する事務をつかさどる。

九 土砂災害防止技術推進官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ばた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

十 土砂災害防止技術推進官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ばた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

十一 土砂災害防止技術推進官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ばた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

十二 土砂災害防止技術推進官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ばた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

十三 土砂災害防止技術推進官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ばた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

十四 土砂災害防止技術推進官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ばた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

十五 土砂災害防止技術推進官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ばた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

十六 土砂災害防止技術推進官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ばた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

十七 土砂災害防止技術推進官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ばた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

十八 土砂災害防止技術推進官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ばた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

十九 土砂災害防止技術推進官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ばた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

二十 土砂災害防止技術推進官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ばた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

二十一 土砂災害防止技術推進官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ばた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

二十二 土砂災害防止技術推進官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ばた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

二十三 土砂災害防止技術推進官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ばた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

三 地方公共団体等からの委託に基づき、前号に掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

四 海岸室に、室長を置く。

五 総合土砂企画官は、命を受けて、砂防工事、地すべり、ばた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止工事並びに海岸保全施設に係る工事（港湾に係る海岸において施行されるもの）を除く。）に係る土砂の管理に関する特記事項についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

六 地震・火山砂防室に、室長を置く。

七 地震・火山砂防室に、室長を置く。

八 地震・火山砂防室に、室長を置く。

九 地震・火山砂防室に、室長を置く。

十 地震・火山砂防室に、室長を置く。

十一 地震・火山砂防室に、室長を置く。

十二 地震・火山砂防室に、室長を置く。

十三 地震・火山砂防室に、室長を置く。

十四 地震・火山砂防室に、室長を置く。

十五 地震・火山砂防室に、室長を置く。

十六 地震・火山砂防室に、室長を置く。

十七 地震・火山砂防室に、室長を置く。

十八 地震・火山砂防室に、室長を置く。

十九 地震・火山砂防室に、室長を置く。

二十 地震・火山砂防室に、室長を置く。

二十一 地震・火山砂防室に、室長を置く。

二十二 地震・火山砂防室に、室長を置く。

二十三 地震・火山砂防室に、室長を置く。

二十四 地震・火山砂防室に、室長を置く。

二十五 地震・火山砂防室に、室長を置く。

二十六 地震・火山砂防室に、室長を置く。

二十七 地震・火山砂防室に、室長を置く。

二十八 地震・火山砂防室に、室長を置く。

二十九 地震・火山砂防室に、室長を置く。

四 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の行う業務（本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）の規定による業務にあっては、同法第十条の規定による交付金の交付に係るものに限る。）に関する事務にあっては、同法第十条の規定による交付金の交付に係るものに限る。）を除く。）。	5 3 高速道路経営管理室に、室長を置く。
5 3 企画官は、命を受けて、道路局の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に係る事務をつかさどる。	4 3 企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に係る事務をつかさどる。
6 3 道路企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に係る重要な専門的事項についての企画及び立案並びに調整に係る事務をつかさどる。	5 3 道路利用調整室に、室長を置く。
6 3 道路企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。	4 3 道路の行政監督に関する事務で道路の利用に関する特定事項に係る事務をつかさどる。
6 3 一 道路局の所掌事務に関する基本的な政策に係る特定事項についての企画及び立案に係ること。	5 3 二 高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び一般国道並びに都道府県道及び市町村道（国がその整備又は保全を行うものに限る。）並びに北海道の開発道路の利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に係る事務をつかさどる。
6 3 二 道路の整備、利用、保全その他の管理（これらに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。以下「道路の整備等」という。）に関する中長期的な計画に関する特定事項についての企画及び立案に係る事務をつかさどる。	4 3 一 道路の整備等に関する施設及び事業の効果（生活環境の改善、生産性の向上その他の中長期的な事業の効果を含む。）の分析及びこれに基づく評価並びにこれらに関連する基礎調査に関する事務をつかさどる。
6 3 三 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項の規定による道路の整備に関する費用に充てるべき資金の貸付けに関する特定事項に係ること。	5 3 二 道路の整備等に関する調査に関する事務のうち、道路に係る調査に関する事務のうち、道路の整備等に関する施設及び事業の効果（生活環境の改善、生産性の向上その他の中長期的な事業の効果を含む。）の分析及びこれに基づく評価並びにこれらに関連する基礎調査に関する事務をつかさどる。
2 3 (道路利用調整室並びに企画官及び道路利用調整官)	4 3 (車両通行対策室及び高度道路交通システム推進官)
第六十六条 路政課に、道路利用調整室並びに企画官及び道路利用調整官それぞれ一人を置く。	第六十七条 道路交通管理課に、車両通行対策室及び高度道路交通システム推進室並びに道路交通企画官及び自動走行高度化推進官それぞれ一人を置く。
2 3 二 道路の行政監督に係る事務で道路の利用に関する事務をつかさどる。	5 3 二 道路の整備に係る事務をつかさどる。
2 3 三 共同溝整備道路の指定に係ること。	5 3 三 国際室に、室長を置く。
2 3 (国際室、道路経済調査室及び評価室並びに道路事業調整官及び海外道路プロジェクト推進官)	4 3 (国際室に、室長を置く。
第六十八条 企画課に、国際室、道路経済調査室及び評価室並びに道路事業調整官及び海外道路プロジェクト推進官それぞれ一人を置く。	第六十九条 削除
2 3 一 高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び一般国道並びに都道府県道及び市町村道（国がその整備又は保全を行うものに限る。）並びに北海道の開発道路の利用に関する事務を除く。）。	2 3 (道路メンテナンス企画室及び国道事業調整官)
2 3 二 道路の行政監督に係る事務で道路の利用に関する事務を除く。）。	2 3 (道路メンテナンス企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
2 3 三 共同溝整備道路の指定に係ること。	2 3 (道路メンテナンス企画室及び国道事業調整官一人を置く。
2 3 (国際室、道路経済調査室及び評価室並びに道路事業調整官及び海外道路プロジェクト推進官)	2 3 (道路メンテナンス企画室及び国道事業調整官一人を置く。
2 3 一 高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び一般国道の保全（除雪を含むこと。）に係ること（災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの、災害復旧事業の監督及び助成に係ること並びに路政課及び道路交通管理課の所掌に属するものを除く。）。	2 3 一 地域道路（地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るための道路をいう。）の整備に関する特定事項についての調整、指導及び監督に係ること。
2 3 二 道路の保全（除雪を含む。）に係ること（災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの、災害復旧事業の監督及び助成に係ること並びに路政課及び道路交通管理課の所掌に属するものを除く。）。	2 3 二 沿道の環境の整備に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に係ること。
2 3 三 道路メンテナンス企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2 3 三 地域道路調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
2 3 (国際室、道路経済調査室及び評価室並びに道路事業調整官及び海外道路プロジェクト推進官)	2 3 (地域道路（地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るための道路をいう。）の整備に関する特定事項についての調整、指導及び監督に係ること。
2 3 一 高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び一般国道の整備を行ふものに限る。）。	2 3 一 豪雪地帯対策特別措置法第十四条第一項の規定による基幹的な市町村道の指定に係ること。
2 3 二 道路の保全（除雪を含む。）に係ること（災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの、災害復旧事業の監督及び助成に係ること並びに路政課及び道路交通管理課の所掌に属するものを除く。）。	2 3 二 高速道路事業調整官及び有料道路利用調整官及び有料道路利用調整官それぞれ一人を置く。
2 3 三 道路メンテナンス企画室に、室長を置く。	2 3 三 高速道路事業調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
2 3 (国際室、道路経済調査室及び評価室並びに道路事業調整官及び海外道路プロジェクト推進官)	2 3 一 高速道路事業調整官及び有料道路利用調整官それぞれ一人を置く。
2 3 一 高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び大規模な一般国道の整備に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に係ること。	2 3 一 高速道路の整備の手法及び国土開発幹線自動車道の建設線の基本計画に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に係ること。
2 3 二 高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び一般国道の効率的な整備に関する特定事項についての調整及び指導に係ること。	2 3 二 高速自動車国道の整備に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に係ること。
2 3 三 有料道路に関する事務に係る事務のうち、整備に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に係ること。	2 3 三 有料道路に関する事務に係る事務のうち、整備に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に係ること。

に係るもの（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）を助ける。

第十款 物流・自動車局

第八十六条 総務課に、バス高速輸送システム推進官及び財務企画調整官

（バス高速輸送システム推進官及び財務企画調進官は、次に掲げる事務をつかさどる。）

2 バス高速輸送システム推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 バス高速輸送システムの導入の推進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

二 道路運送及び道路運送車両と道路との関連に関する調査及び研究のうちバス高速輸送システムに係るものに関する事務をつかさどる。

三 自動車の発着及び駐車の施設のうちバス高速輸送システムに係るものに関する事務をつかさどる。

一 物流・自動車局の所掌に係る事業に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

二 道路運送に係る助成に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

三 財務企画調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 物流・自動車局の所掌に係る事業に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

二 道路運送に係る助成に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

三 財務企画調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

（国際物流室並びに物流革新推進官、次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、物流涉外官及び灾害物流対策官）

第八十六条の二 物流政策課に、国際物流室並びに物流革新推進官、次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、物流涉外官及び灾害物流対策官それ一人を置く。

2 国際物流室は、国際的な貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務（物流涉外官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 国際物流室に、室長を置く。

4 物流革新推進官は、貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する革新的な施策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

5 次世代物流システムの導入の推進に関する基本的事務をつかさどる。

4 3 貨物流通事業課に、バス高速輸送システム推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

4 5 貨物流通事業課に、バス高速輸送システム推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

5 次世代物流システムの導入の推進に関する基本的事務をつかさどる。

的な政策に係る重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

6 物流環境政策調整官は、命を受けて、物流環境（貨物流通に係る環境をいう。）の保全に関する基本的な政策に係る重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

7 物流涉外官は、国際的な貨物流通に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

8 災害物流対策官は、命を受けて、災害物流（災害時における貨物流通をいう。）の円滑化に関する基本的な政策に係る重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

9 物流企画調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

（トラック事業適正化対策室及び貨物流通経営戦略室並びにトラック輸送パートナーシップ推進官、貨物流通事業適正化推進官及び国際複合物流企画調整官）

第八十六条の三 貨物流通事業課に、トラック事務をつかさどる。

2 物流企画調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

（トラック事業適正化対策室、企業適正化対策室及び貨物流通戦略室並びにトラック輸送パートナーシップ推進官、貨物流通事業適正化推進官及び国際複合物流企画調整官）

第八十七条 安全政策課に、安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官及び事故防止対策推進官それ一人、自動車安全監査官並びに自動車事故対策事業企画官、訟務官及び被害者保護企画調整官それ一人を置く。

2 安全監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路運送の安全の確保に関する基準についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（車両基準・国際課の所掌に属するものを除く。）

二 前号の基準に基づく道路運送事業の監査に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3 保障事業室は、政府の管掌する自動車損害賠償事業に関する事務（自動車事故対策事業企画官及び訟務官の所掌に属するものを除く。）

4 3 保障事業室に、室長を置く。

5 保障事業室は、政府の管掌する自動車損害賠償事業に関する事務（自動車事故対策事業企画官及び訟務官の所掌に属するものを除く。）

6 5 保障事業室に、室長を置く。

7 保障事業室に、室長を置く。

8 保障事業室に、室長を置く。

9 保障事業室に、室長を置く。

10 自動車安全監査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席自動車安全監査官とする。

11 首席自動車安全監査官は、自動車安全監査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

12 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

13 訟務官は、政府の管掌する自動車損害賠償事業に関する訴訟に関する事務をつかさどる。

14 被害者保護企画調整官は、自動車事故による被害者の保護に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

15 前号の基準に基づく自動運転戦略官及び自動車脱炭素化推進官）

第八十八条 技術・環境政策課に、先進技術推進室並びに自動運転戦略官及び自動車脱炭素化推進官それ一人を置く。

2 先進技術推進室は、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に係る先進技術の開発及び普及に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（他課並びに自動運転戦略官及び自動車脱炭素化推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 自進技術推進室に、室長を置く。

4 3 自進技術推進室に、室長を置く。

5 自進技術推進室に、室長を置く。

6 5 自進技術推進室に、室長を置く。

7 自進技術推進室に、室長を置く。

8 自進技術推進室に、室長を置く。

9 自進技術推進室に、室長を置く。

10 自動車安全監査官は、命を受けて、道路運送に関する事務（車両基準・国際課及び安全監理室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

11 事故防止対策推進官は、道路運送に関する事務（車両基準・国際課及び安全監理室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

12 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第十九号。第三号において「自賠法」という。）第七十八条に規定する自動車事故対策事業賦課金の金額に関する事務を統括する。

13 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

14 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第十九号。第三号において「自賠法」という。）第七十八条に規定する自動車事故対策事業賦課金の金額に関する事務を統括する。

15 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

16 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

17 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

18 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

19 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

20 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

21 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

22 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

23 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

24 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

25 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

26 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

27 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

28 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

29 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

30 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

31 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

32 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

33 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

34 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

35 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

36 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

37 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

38 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

39 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

40 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

41 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

42 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

43 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

44 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

45 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

46 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

47 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

三	自動運転技術に係る国際協力に関する事務をつかさどる。
5	自動車脱炭素化推進官は、命を受けて、自動車に係る温室効果ガスの排出の量の削減等に関する事務（車両基準・国際課、審査・リコール課及び自動車整備課の所掌に属するものを除く。）で特定事項に関するものを持つかさどる。（自動車登録管理企画室並びに自動車情報活用推進官及び自動車登録番号標企画調整官）
2	自動車登録管理企画室は、次に掲げる事務を持つかさどる。
1	一 自動車の登録に係る電子情報処理組織の管理及び運用に係る事務。 二 自動車の保有に伴い必要とされる行政手続におけるワンストップサービスの利用の促進に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他他の関係者との連絡調整に関する事務。
5	5 自動車登録番号標に係る事務を持つかさどる。 （地域交通室及び旅客運送適正化推進室並びに地域交通対策官、バス事業活性化調整官及びタクシーサービス事業活性化調整官）
2	2 地域交通室は、次に掲げる事務を持つかさどる。 一 旅客自動車運送事業に関する地域住民の生活に必要な輸送の確保に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（総務課及び地域交通対策室に属するものを除く。）。
3	3 地域交通室に属するものを除く。）、 一 旅客自動車運送事業に関する地域住民の生活に必要な輸送の確保に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（総務課及び地域交通対策室に属するものを除く。）。
3	3 地域交通室に属するものを除く。
2	2 地域交通室は、次に掲げる事務を持つかさどる。 一 旅客自動車運送事業に関する地域住民の生活に必要な輸送の確保に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（総務課及び地域交通対策室に属するものを除く。）。
3	3 地域交通室に属するものを除く。

4	4 旅客運送適正化推進室は、旅客自動車運送事業に係る業務の適正化に関する事務を持つかさどる。
5	5 地域交通対策官は、命を受けて、次に掲げる事務を持つかさどる。 一 旅客自動車運送事業に関する地域住民の生活に必要な輸送の確保に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（総務課及び自動車登録管理企画室並びに自動車登録番号標企画調整官）
2	2 自家用自動車の使用に関する事務（貨物流通事業課及び地域交通室の所掌に属するものを除く。）。
1	1 旅客自動車運送事業に関する地域住民の生活に必要な輸送の確保に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）。
3	3 自動車登録管理企画室に、室長を置く。
4	4 自動車情報活用推進官は、命を受けて、自動車情報課の所掌事務のうち自動車情報の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
5	5 自動車登録番号標企画調整官は、命を受けたての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

6	6 旅客運送適正化推進室に、室長を置く。
5	5 地域交通対策官は、命を受けて、次に掲げる事務を持つかさどる。 一 旅客自動車運送事業に関する地域住民の生活に必要な輸送の確保に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）。
2	2 自家用自動車の使用に関する事務（貨物流通事業課及び地域交通室の所掌に属するものを除く。）。
1	1 旅客自動車運送事業に関する地域住民の生活に必要な輸送の確保に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）。
3	3 自動車登録管理企画室に、室長を置く。
4	4 自動車情報活用推進官は、命を受けて、自動車情報課の所掌事務のうち自動車情報の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
5	5 自動車登録番号標企画調整官は、命を受けたての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

6	6 地域交通対策官は、命を受けて、次に掲げる事務を持つかさどる。 一 旅客自動車運送事業に関する地域住民の生活に必要な輸送の確保に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（総務課及び地域交通室の所掌に属するものを除く。）。
5	5 地域交通対策官は、命を受けて、次に掲げる事務を持つかさどる。 一 旅客自動車運送事業に関する地域住民の生活に必要な輸送の確保に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（総務課及び地域交通室の所掌に属するものを除く。）。
2	2 安全技術調査官は、命を受けて、海事局の所掌事務に関する技術に関する重要な事項についての調査、調整及び指導に関する事務を持つかさどる。（企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶法第七十五条第四項の検査に係る業務の適正化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。）
1	1 安全技術調査官は、命を受けて、海事局の所掌事務に関する技術に関する重要な事項についての調査、調整及び指導に関する事務を持つかさどる。（企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶法第七十五条第一項又は第七十五条第三項、第七十五条の二第一項又は第七十五条の三第一項の指定を申請する者及び指定を受けた者の法令の遵守の体制の整備に関する指導及び係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（完成検査業務適正化対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
2	2 安全技術調査官は、命を受けて、海事局の所掌事務に関する技術に関する重要な事項についての調査、調整及び指導に関する事務を持つかさどる。（企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶法第七十五条第一項又は第七十五条第三項、第七十五条の二第一項又は第七十五条の三第一項の指定を申請する者及び指定を受けた者の法令の遵守の体制の整備に関する指導及び係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（完成検査業務適正化対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
3	3 国際業務室は、物流・自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に関する事務（物流政策課及び技

10 9	に関する事務（空港安全部門調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
11	航空保安対策室は、航空機に関する危機管理に関する事務（空港安全室に、室長を置く。）をつかさどる。
12 11	航空保安対策室に、室長を置く。
13	航空保安対策室に属するもの（航空保安対策企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
14	航空保安対策室に、室長を置く。
15	航空保安対策室に属するもの（航空保安対策企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
16	航空保安対策室に属するもの（航空保安対策企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
17	航空保安対策室に属するもの（航空保安対策企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
18	航空保安対策室に属するもの（航空保安対策企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
19	航空保安対策室に属するもの（航空保安対策企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

20	小型航空機安全対策官は、小型航空機の航行の安全の確保に係る企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（運航基準高度化企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
21	航空機検査官は、命を受けて、航空機及びその装備品に係る検査（これららの整備、改造又は修理に関する認定のための検査を含む。）の実施に関する事務（航空機安全課及び整備審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
22	航空機検査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席航空機検査官とする。
23	首席航空機検査官は、航空機検査官の所掌に属する事務を統括する。
24	整備審査官は、命を受けて、航空機に係る整備規程の認可に係る審査その他航空機及びその装備品の整備に係る審査、検査及び指導に関する事務を分掌する。
25	整備審査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席整備審査官とする。
26	首席整備審査官は、整備審査官の所掌に属する事務を統括する。
27	養成企画調整官は、航空機に係る航空従事者の養成の促進に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（国際企画調整室の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
28	航空従事者試験官は、命を受けて、次に掲げる事務（無人航空機安全課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

29	指定運航管理者養成施設の技能審査員の認定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関する事項。
30	首席航空従事者試験官は、航空従事者試験官の所掌に属する事務を統括する。
31	空港安全部門調整官は、命を受けて、空港等に係る安全に関する国際的な基準に係る特定事項についての企画及び立案並びに国際機関及び外國の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（空港安全室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
32	空港運営安全企画調整官は、命を受けて、空港等の運営に係る安全性の向上に関する特定事項についての企画、分析、調整及び指導に関する事務をつかさどる。
33	航空保安対策企画調整官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務（うち、航空に関する犯罪の防止のための対策に係るものに係る事項についての企画及び立案並びに立案並びに国際機関及び外國の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
34	航空保安国際業務推進官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務（うち、航空に関する犯罪の防止のための対策に係る国際的な基準に係る特定事項についての企画及び立案並びに国際機関及び外國の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
35	航空保安脅威評価官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務（うち、次に掲げる事務をつかさどる。

36	一 航空に係る危機管理に関する事務（航空保安監査官は、航空に係る危機管理に関する事務のうち、航空に係る危機管理に関する危機管理に関する事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。
37	二 航空管理者の技能検定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関する事項。
38	三 指定航空従事者養成施設の技能審査員の認定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関する事項。
39	四 指定航空英語能力判定航空運送事業者の能力判定員の認定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関する事項。
40	五 指定運航管理者養成施設の技能審査員の認定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関する事項。
41	第六百二十五条削除
42	（無操縦者航空機企画室及び無人航空機企画調整官）
43	第二百二十六条 無人航空機安全課に無操縦者航空機企画室及び無人航空機企画調整官一人を置く。
44	一 無人航空機等の航行の安全の確保に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（（交通管制部の所掌に属するものを除く。）。
45	二 航空法第八十七条第一項に規定する航空機（以下この項において「無操縦者航空機」という。）の安全の確保及び無操縦者航空機の航行に起因する障害の防止に関する事務（（航空機安全課の所掌に属するものを除く。）。
46	三 無操縦者航空機及びその装備品の修理及び改修（航空運送事業者又は航空機使用者の行う自家修理及びこれに準ずるものに限る。）に関する事務。
47	四 無操縦者航空機に係る航空従事者教育等に関する事務。
48	五 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査（無操縦者航空機に係るものに限る。）に対する援助に関する事務。
49	六 無操縦者航空機企画室に、室長を置く。
50	七 無人航空機企画調整官は、命を受けて、無人航空機安全課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
51	八 航空機技術基準企画室及び航空機技術審査室並びに型式証明調整官及び設計審査官
52	九 航空機技術基準企画室に、航空機及びその装備品の設計又は製造に係る安全及び環境保全に関する技術上の基準の設定に関する企画及び立案並びに関係行政機関、外國の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
53	百二十七条 航空機安全課に、航空機技術基準企画室及び航空機技術審査室並びに型式証明調整官一人及び設計審査官を置く。
54	百二十八条 航空機安全課に、航空機技術基準企画室及び航空機技術審査室並びに型式証明調整官一人及び設計審査官を置く。

4	航空機技術審査室は、航空機に係る型式証明に関する事務（型式証明調整官及び設計審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
6 5	航空機技術審査室に、室長を置く。 型式証明調整官は、航空機に係る型式証明に関する関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
7	設計審査官は、命を受けて、航空機及びその装備品の設計又は製造に係る審査及び検査（これららの設計又は製造に関する認定のための検査を含む。）の実施に関する事務並びに航空機に係る型式証明に係る審査に関する事務のうち重要な事項に関する事務を分掌する。
8	設計審査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席設計審査官とする。
9	首席設計審査官は、設計審査官の所掌に属する事務を統括する。
10	（航空交通国際業務室及び管制情報処理システム室、企画調整室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官それぞれ一人並びにシステム開発評価・危機管理センターを置く。）
11	航空交通国際業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。
12	一 航空交通管制企画課に、航空交通国際業務室及び管制情報処理システム室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官それぞれ一人並びにシステム開発評価・危機管理センターを置く。
13	二 航空交通国際業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。
14	（航空交通国際業務室及び管制情報処理システム室、企画調整室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官それぞれ一人並びにシステム開発評価・危機管理センターを置く。）
15	三 企画課に、航空交通国際業務室及び管制情報処理システム室、企画調整室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官それぞれ一人並びにシステム開発評価・危機管理センターを置く。
16	（企画課に、航空交通国際業務室及び管制情報処理システム室、企画調整室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官それぞれ一人並びにシステム開発評価・危機管理センターを置く。）
17	（企画課に、航空交通国際業務室及び管制情報処理システム室、企画調整室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官それぞれ一人並びにシステム開発評価・危機管理センターを置く。）
18	（企画課に、航空交通国際業務室及び管制情報処理システム室、企画調整室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官それぞれ一人並びにシステム開発評価・危機管理センターを置く。）
19	（企画課に、航空交通国際業務室及び管制情報処理システム室、企画調整室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官それぞれ一人並びにシステム開発評価・危機管理センターを置く。）
20	（企画課に、航空交通国際業務室及び管制情報処理システム室、企画調整室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官それぞれ一人並びにシステム開発評価・危機管理センターを置く。）
21	（企画課に、航空交通国際業務室及び管制情報処理システム室、企画調整室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官それぞれ一人並びにシステム開発評価・危機管理センターを置く。）
22	（企画課に、航空交通国際業務室及び管制情報処理システム室、企画調整室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官それぞれ一人並びにシステム開発評価・危機管理センターを置く。）

7	新システム技術推進官は、航空保安業務の高度化に資する新たな航空交通に関するシステムに係る技術の開発及び普及に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（航空交通国際業務室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
8	教育訓練企画官は、航空保安業務に従事するため必要な教育及び研修の高度化に関する総合的な政策の企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（航空交通国際業務室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
9	（航空交通管制企画課に、航空交通管制企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに飛行検査センター）
10	（航空交通管制企画課に、航空交通管制企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに飛行検査センター）
11	（航空交通管制企画課に、航空交通管制企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに飛行検査センター）
12	（航空交通管制企画課に、航空交通管制企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに飛行検査センター）
13	（航空交通管制企画課に、航空交通管制企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに飛行検査センター）
14	（航空交通管制企画課に、航空交通管制企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに飛行検査センター）
15	（航空交通管制企画課に、航空交通管制企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに飛行検査センター）
16	（航空交通管制企画課に、航空交通管制企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに飛行検査センター）
17	（航空交通管制企画課に、航空交通管制企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに飛行検査センター）
18	（航空交通管制企画課に、航空交通管制企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに飛行検査センター）
19	（航空交通管制企画課に、航空交通管制企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに飛行検査センター）
20	（航空交通管制企画課に、航空交通管制企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに飛行検査センター）
21	（航空交通管制企画課に、航空交通管制企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに飛行検査センター）
22	（航空交通管制企画課に、航空交通管制企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに飛行検査センター）

10	航空情報管理管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者二人を先任航空情報管理官とする。
11	先任航空情報管理管制運航情報官は、航空情報管理運航情報官の所掌に属する事務を管理する。
12	第十項に規定するものほか、航空情報管理管制運航情報官の所掌に属する事務を管理する者を次席航空情報管理管制運航情報官とする。
13	次席航空情報管理管制運航情報官は、航空情報管理管制運航情報官の所掌に属する事務の実施に関する事務をつかさどる。
14	飛行検査センターは、航空局の所掌事務を遂行するために使用する航空機の運用及び整備の実施に関する事務をつかさどる。
15	飛行検査センターは、常滑市に置く。
16	飛行検査センターに、所長、飛行検査官三十人以内及び飛行検査安全運航管理官一人を置く。
17	飛行検査官は、命を受けて、航空局の所掌事務を遂行するために使用する航空機の運用及び整備の実施に関する事務（飛行検査安全運航管理官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
18	飛行検査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席飛行検査官とする。
19	首席飛行検査官は、飛行検査官の所掌に属する事務を統括する。
20	（第十八項に規定するものほか、飛行検査官のうちから国土交通大臣が指名する者四人を次席飛行検査官とする。）
21	（第十八項に規定するものほか、飛行検査官のうちから国土交通大臣が指名する者四人を次席飛行検査官とする。）
22	（第十八項に規定するものほか、飛行検査官の所掌に属する事務の統括に関する事務を補佐する。）

附 則（平成二三年七月一日国土交通省令第五〇号）抄	
（施行期日）	
省令第九一號	
この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。	
附 則（平成二三年七月二二日国土交通省令第三三号）抄	
（施行期日）	
省令第一一號	
この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。	
附 則（平成二五年五月一日国土交通省令第三一號）抄	
（施行期日）	
省令第一九號	
この省令は、平成二七年三月三一日国土交通省令第一九號	
附 則（平成二四年六月二七日国土交通省令第五九号）抄	
（施行期日）	
省令第二三號	
この省令は、平成二十七年六月三日国土交通省令第五九号	
附 則（平成二四年六月二九日国土交通省令第六一號）抄	
（施行期日）	
省令第二四號	
この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。	
附 則（平成二五年一二月一一日国土交通省令第九八号）抄	
（施行期日）	
省令第二五號	
この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。	
附 則（平成二四年九月一四日国土交通省令第七五号）抄	
（施行期日）	
省令第二六號	
この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。	
附 則（平成二三年五月三〇日国土交通省令第四三号）抄	
（施行期日）	
省令第二七號	
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第六十三条第四項の改正規定は、平成二十三年五月一日から施行する。	
第一条 この省令は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律附則第一条の規定による。	
附 則（平成二四年一二月三日国土交通省令第八六号）抄	
（施行期日）	
省令第二八號	
この省令は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日（平成二十四年十二月四日）から施行する。	
附 則（平成二六年六月二十五日国土交通省令第五七号）抄	
（施行期日）	
省令第二九號	
この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。	
附 則（平成二六年六月二五日国土交通省令第七二号）抄	
（施行期日）	
省令第二一號	
この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。	

